

# 業務委託契約書【様式】

1 業務の名称 県立病院等自家用電気工作物保安管理業務委託  
2 業務場所 盛岡市上田1-4-1 岩手県立中央病院 ほか  
3 履行期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで  
4 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)  
5 契約保証金 金 円  
岩手県(以下「発注者」という。)と \_\_\_\_\_(以下「受注者」という。)  
とは、上記の業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

## (総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書及び別記「県立病院等自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書」に従い、法令を順守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

## (実施に関する指示)

第2条 発注者は、受注者に対して業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。  
2 受注者は、業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

## (業務責任者)

第3条 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更としたときも同様とする。  
2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限行使ができる。

## (契約保証金)

第4条 受注者は契約の締結と同時に、契約保証金として業務委託料の100分の5以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、医療局財務規程第203条第1項第4号の規定に該当する場合及び第204条に規定する契約保証金に代わる担保の提出があった場合は免除する。

## (再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又はその主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
2 受注者は主たる部分でない業務の一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

(業務の報告等)

- 第6条 受注者は、仕様書に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要と認める時は、受注者に対しての業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。
- 2 前項の場合において、契約金額又は履行期間を変更するときは、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

(履行期間の延長)

- 第8条 受注者は、その責めに帰すことのできない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は前項による請求があった場合においては、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

- 第9条 業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については発注者が負担する。

(完了報告及び検査)

- 第10条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり補正を請求されたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(業務委託料の請求及び支払)

- 第11条 受注者は、第10条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による適正な請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に業務委託料を支払わなければならない。

(前金払)

- 第12条 発注者は、必要があると認める場合は、業務委託料を前払いすることがある。
- 2 受注者は、前金払を請求しようとする場合は、業務委託料前金払申請書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

#### (履行遅延の場合における違約金)

第 13 条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して、履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年           パーセント (注 1) の割合で計算した額とする。

注 1 令和 7 年 4 月 1 日において適用される医療局財務規程第 206 条第 1 項で規定する違約金の徴収率とする。

#### (遅延利息)

第 14 条 発注者の責めに帰すべき事由により、約定期間に内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年           パーセント (注 2) の割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、その額が 100 円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

注 2 令和 7 年 4 月 1 日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率とする。

#### (発注者の解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の締結若しくは業務の実施において、受注者に不正行為があつたとき。
- (3) 受注者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
- (4) 第 15 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店において若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう、以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において同じ）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当り、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当するものを再委託契約又は資材原材料の購入契約その他相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は業務委託料の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 第 1 項から第 3 項までの規定は、委託料の支払があつた後においても適用するものとする。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

第 15 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第(2)号に該当する場合とみなす。
    - (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
    - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
    - (3) 受注者について再生手続き開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
  - 3 第 1 項の場合（前条第(5)号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

#### (受注者の解除権)

第 16 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 業務の変更に伴い、契約金額が当初の契約金額の 3 分の 1 以下となるとき。
- (2) 第 7 条第 1 項の規定による業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。
- (3) 発注者が正当な理由なくしてこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となつたとき。

#### (契約解除の場合における業務委託料の返還)

第 17 条 受注者は、第 15 条第 1 項各号の規定によりこの契約を解除された場合におい

て、すでに業務委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、業務委託料を返還するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により業務委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 　　パーセント (注3) の割合で計算した遅延金を発注者に支払わなければならない。

注3 令和7年4月1日において適用される医療局財務規程第206条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

#### (契約解除の場合における損害賠償金)

第18条 受注者は、第15条第1項各号の規定により契約を解除された場合は、第15条の2の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、超えた金額を賠償しなければならない。

- 2 発注者は、第16条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

- 3 前各項の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

#### (権利の譲渡等)

第19条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### (不当介入に対する措置)

第20条 受注者は受注者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は発注者に報告し、及び警察に通報しなければならない。

#### (秘密の保持)

第21条 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (補則)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者が記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

発注者

岩手県

代表者

県立病院等事業管理者

(医療局長 ○○ ○○)

受注者

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

#### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (教育の実施)

第4 受注者は、業務に従事する者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務に従事する者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

#### (指示、報告等)

第5 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

#### (事故発生時の対応)

第6 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。